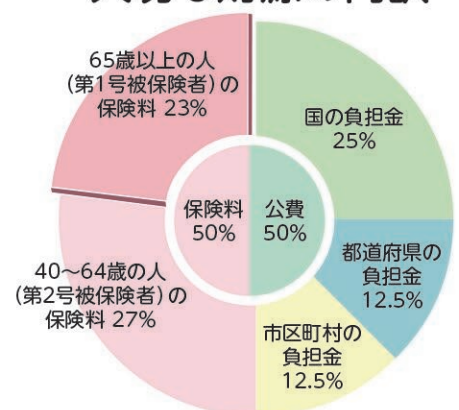


介護保険制度の概要

介護保険は、介護を必要とする高齢者やその家族を社会全体で支えていく制度です。介護保険制度は、40歳以上の人に納めていただく保険料と公費により支えられています。

介護保険を支える大切な財源の内訳



※上記は、標準給付費(施設等にかかる給付費用を除く)にかかる財源の内訳となっています。

制度のしくみ

- 保険の運営** 舞鶴市が行います
- 加入者** 40歳以上の人
- 利用料** 介護保険サービスにかかる費用の1～3割が自己負担です。(施設入所の場合等は、食費・居住費等の負担が別途必要です。)

65歳以上の人(第1号被保険者)

- 介護保険サービスを利用できる人**
介護や支援が必要と認定された人。
※介護や支援が必要となった原因は問われません。
- 保険料**
老齢(退職)年金、障害年金、遺族年金が年額180,000円以上の方は、原則年金から差し引き(特別徴収)。年額180,000円未満の方は、市が発行する納付書または口座振替などにより納めていただきます(普通徴収)。(5ページ参照)



40～64歳の人 医療保険に加入している人(第2号被保険者)

- 介護保険サービスを利用できる人**
脳血管障害など老化に伴う病気や、がんなどの特定疾病(4ページ参照)によって日常生活の介護や支援が必要になった人。
- 保険料**
加入されている医療保険の保険料と併せて納めていただきます。なお、介護保険分(料)は、各医療保険の算出方法によって決まります。(6ページ参照)



第2号被保険者の特定疾病

- ①がん[がん末期](医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。)
- ②関節リウマチ
- ③筋萎縮性側索硬化症
- ④後縦靱帯骨化症
- ⑤骨折を伴う骨粗鬆症
- ⑥初老期における認知症
- ⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病[パーキンソン病関連疾患]
- ⑧脊髄小脳変性症
- ⑨脊柱管狭窄症
- ⑩早老症
- ⑪多系統萎縮症
- ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- ⑬脳血管疾患
- ⑭閉塞性動脈硬化症
- ⑮慢性閉塞性肺疾患
- ⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

介護保険被保険者証

介護保険サービスを利用するときなどに必要になります。大切に保管してください。

65歳以上の方は
65歳になられたら全員に交付されます。

40～64歳の方は
認定を受けた人に交付されます。

[保険証が必要なとき]

- 要介護認定を申請(更新)するとき
- ケアプランを作成するとき
- 介護保険サービスを利用するとき など



介護保険負担割合証

要介護認定を受けた人、介護予防・生活支援サービス事業対象者には、負担割合(1～3割)を示す「介護保険負担割合証」が交付されます。

[負担割合証が必要なとき]

- 介護保険サービス等を利用するとき
有効期間/1年間(8月1日～翌年7月31日)



負担割合(1～3割)が記載されます。

介護保険被保険者証、介護保険負担割合証はイメージです。実際のものとは異なります。

介護保険料の納め方

みなさんに納めていただく介護保険料は、介護保険制度を支える大切な財源です。対象者は 40 歳以上の人であり、65 歳以上（第 1 号被保険者）と 40 ～ 64 歳（第 2 号被保険者）で保険料の算出方法や納め方が異なります。

65 歳以上（第 1 号被保険者）の人

市町村ごとに決められた基準額（舞鶴市は年 71,770 円）を基にして決めています。また、低所得者の負担が重ならないよう、所得によって段階的に設定しています。舞鶴市では、きめ細やかに下表の 15 段階に分けています。

▶ 所得段階と保険料（年額）

第 1 段階	・生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で本人及び世帯全員が市民税非課税の場合 ・本人及び世帯全員が市民税非課税で本人の前年の公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計額が 82.65 万円以下の場合等	14,360 円
第 2 段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で本人の前年の公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計額が 82.65 万円を超え 120 万円以下の場合等	25,120 円
第 3 段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で本人の前年の公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計額が 120 万円を超える場合等	43,070 円
第 4 段階	世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で本人の前年の公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計額が 82.65 万円以下の場合等	61,010 円
第 5 段階	世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で本人の前年の公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計額が 82.65 万円を超える場合等	71,770 円
第 6 段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 120 万円未満の場合等	82,540 円
第 7 段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の場合等	93,310 円
第 8 段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の場合等	107,660 円
第 9 段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の場合等	122,010 円
第 10 段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の場合等	136,370 円
第 11 段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の場合等	150,720 円
第 12 段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の場合等	165,080 円
第 13 段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 720 万円以上 820 万円未満の場合等	172,250 円
第 14 段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 820 万円以上 920 万円未満の場合等	179,430 円
第 15 段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 920 万円以上の場合	186,610 円

※災害その他特別の事情があると認められる場合には、保険料の減免等ができる場合があります。

▶ 納め方

老齢（退職）年金・障害年金・遺族年金

- 年額 18 万円（月 1 万 5 千円）未満の人
納付書または口座振替で、介護保険料を納めていただきます（普通徴収）。
- 年額 18 万円（月 1 万 5 千円）以上の人
年金の定期支払い（年 6 回）の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます（特別徴収）。なお、普通徴収になる場合もあります。（※）
《ただし、老齢福祉年金、恩給などは、特別徴収の対象外です。普通徴収になります。》

原則として、年金から差し引きで納めていただきます。納め方は、年金の額等によって上記の 2 通りに分かります。第 1 号被保険者となって保険料を納めていただくのは、65 歳になった日（65 歳の誕生日の前日）を含む月の分からです。

（※）こんなときは普通徴収になります。

- ①年度途中で 65 歳になったとき
- ②年度途中で他の市町村から転入したとき
- ③年度途中で所得段階が変わったとき
- ④年金支払者の裁定で年金支給が停止されたときなど

40 ～ 64 歳以上（第 2 号被保険者）の人

加入されている医療保険の保険料と併せて納めていただきます。なお、介護保険分（料）は各医療保険の算定方法によって決まります。

●国民健康保険に加入している人の場合

- ・介護保険分（料）…所得などに応じて決まります。
- ・納め方……………同じ世帯の 40 ～ 64 歳の人全員の医療分に介護保険分（料）を併せて、国民健康保険料として世帯主の人に納めていただきます。

●勤め先の健康保険に加入している人の場合

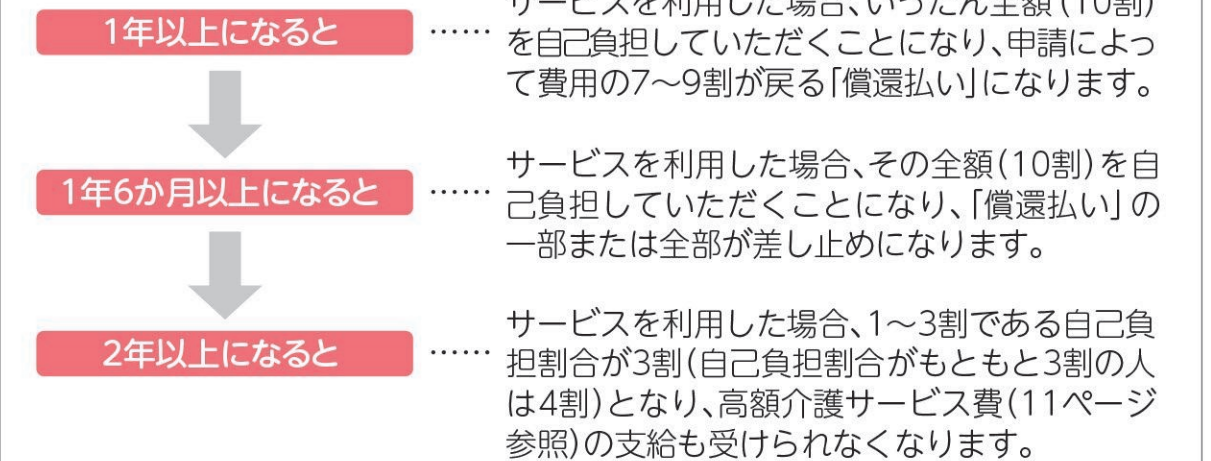
- ・介護保険分（料）…加入されている医療保険で決められている介護保険料率と給与に応じて決まります。
 - ・納め方……………医療保険と介護保険を併せて給与から差し引かれます。
- （40 ～ 64 歳の被扶養者《主婦など》は、個別に納めていただく必要はありません。）

保険料を滞納すると

督促状を発付するなど支払いの催告を行います。それでも完納されないときは、大切な保険料を確保するため、また、納期限までに納付された人との公平性を保つため、やむを得ず滞納処分（差押えなど）を行う場合があります。

また、保険料を滞納して、介護サービスを利用される場合は、滞納期間に応じて保険給付が制限される場合があります。

▶ 保険料の滞納が…



申請から利用までの手順

1 市役所の窓口で「要介護認定」の申請をしてください。

地域包括支援センター、居宅介護支援事業者や介護保険施設で代行してもらうこともできます。

申請に必要なもの

65歳以上の人

- ・介護保険被保険者証

40～64歳の人

- ・医療保険の情報がわかるもの
(健康保険の被保険者証、資格確認書、マイナンバーカード※など)
※暗証番号の入力が必要です。

申請

2 調査員が訪問してご本人の心身の状況をお聞きします。

- 調査項目は、視力・麻痺の有無・動作能力・理解度など全国共通です。

- 調査結果はコンピューターに入力され必要な介護の程度が判定されます。

意見書

かかりつけの医師にも、医学的に見た状況などを意見書に書いてもらいます。

調査

3 介護認定審査会で「介護がどの程度必要か」を審査し、市が認定します。

- 訪問調査のコンピューターによる結果とかかりつけの医師の意見書などを基に、保健・福祉・医療の専門家が審査し、原則30日以内に結果を通知します。



非該当

生活機能が低下している虚弱な人などは介護予防事業や介護予防・日常生活支援総合事業を利用できる場合があります。

要支援
1・2

比較的状态が軽く、生活機能が改善する可能性の高い人で、介護予防サービスの利用により自立を支援します。

要介護
1(軽度)～5(重度)

日常的に介護が必要な人で、状況に応じて在宅・施設サービスを利用できます。

審査認定

- 認定された区分ごとに、1か月に利用できるサービスの上限額が決められています。

4 介護支援専門員(ケアマネジャー)や地域包括支援センター職員がケアプランを作成します。

要支援 1・2の人

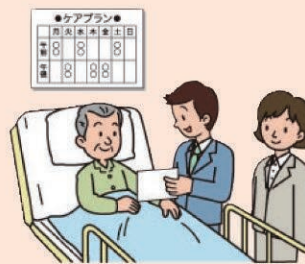
- お住まいの地区の「地域包括支援センター」又は「介護予防支援事業所(地区での担当はありません。)」へ、ケアプランの作成を依頼してください。(9ページ)

要介護 1～5の人

- 居宅介護支援事業所へケアプランの作成を依頼してください。(10ページから選択)

※ケアプラン作成にかかる費用の自己負担はありません。

※介護保険施設への入所を希望される人は施設へ直接連絡してください。



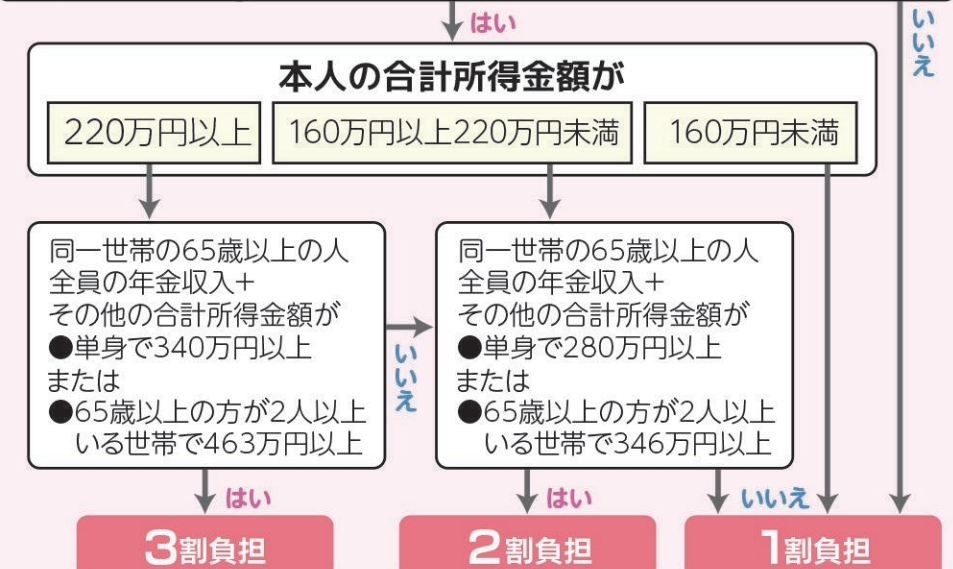
計画

5 ケアプランに基づいた必要なサービスが受けられます。

利用者は、サービス費用の1～3割を負担します。 ※40～64歳の方は、所得にかかわらず1割負担です。

サービス費用の
自己負担割合

65歳以上で本人が市区町村民税課税



実施

在宅介護サービス費用の支給限度額
※利用者負担は下記の額の1～3割です。

認定区分	月 額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護	1 167,650円
	2 197,050円
	3 270,480円
	4 309,380円
	5 362,170円

在宅

要支援1・2の方へ (介護予防支援事業所一覧)

要支援1・2と認定された方で、介護保険のサービスを希望される方は、お住まいの地区の「地域包括支援センター」又は下に記載の「介護予防支援事業所（地区での担当はありません。）」へ、ケアプランの作成を依頼してください。

〈地域包括支援センター〉 ※お住まいの地区の地域包括支援センターへご連絡ください。

名 称		所 在 地	電話・FAX	営業時間	休業日	担当地区 (小学校区)	担当社会 福祉法人等
東・中地域	大浦・朝来・志楽 地域包括支援センター	安岡1076 (やすらぎの郷内)	TEL 64-0086 FAX 64-6351	8:30～17:30	土、日 12/31～1/3	大浦、朝来、 志楽	大樹会
	新舞鶴・三笠 地域包括支援センター	溝尻150-11 (多世代交流施設 まなびあむ2階)	TEL 77-5001 FAX 77-5011	8:30～17:30	土、日 年末年始	新舞鶴、 三笠	博愛 福祉会
	倉梯・倉二・与保呂 地域包括支援センター	丸山町51 (舞鶴球場北側)	TEL 77-5002 FAX 77-5089	8:30～17:30	土、日 12/31～1/3	倉梯、 倉梯第二、 与保呂	正峰会
	中舞鶴 地域包括支援センター	余部下1167 (中総合会館3階)	TEL 77-5003 FAX 77-5013	8:30～17:30	土、日、祝 年末年始	中舞鶴	安寿会
西地域	城北 地域包括支援センター	南田辺1 (市役所西支所4階)	TEL 77-5004 FAX 77-5012	8:30～17:30	日	吉原、明倫、 福井、余内	真愛の家
	城南 地域包括支援センター	女布406-3 (城南会館内)	TEL 77-5005 FAX 77-5090	8:30～17:15	土、日、祝 年末年始	中筋、高野、 池内	舞鶴市
	加佐 地域包括支援センター	八田962 (加佐地域福祉センター 「由良川学園」2階)	TEL 82-9303 FAX 82-9304	8:30～17:30	土(第2・第4) 日、祝	岡田、 由良川	成光苑

※地域包括支援センターのサービス内容については、48ページをご覧ください。

〈介護予防支援事業所（居宅介護支援事業所）〉 ※地区での担当はありません。

名 称	所 在 地	電話・FAX
東・中地域	在宅介護支援センターやすらぎ	安岡1076
	オリエンタル	行永2036-2
	岸本病院居宅介護支援センター	南浜町1-3
西地域	在宅介護支援センター安寿	上安481
	在宅介護支援センター真愛の家	上安1697-36
	居宅介護支援事業所みなと	喜多617-3
	ケア・オフィス舞夢居宅介護支援事業所	桑飼上1088-1

要介護1~5の方へ (居宅介護支援事業所一覧)

介護サービス計画の作成、サービス事業者との連絡調整、介護の相談、代行申請などを行います。

事 業 所	所 在 地	電話・FAX
東・中地域	アザレア舞鶴居宅介護支援事業所	余部下816
	エスペラルケアプランセンター東舞鶴	大波下765-16
	オリエンタル	行永2036-2
	介護相談室つなぐ	南浜町16-5
	岸本病院居宅介護支援センター	南浜町1-3
	居宅介護支援事業所ひまわり	森町24-1
	ケアプランセンターそう	鹿原西町200-22
	小春日和居宅介護支援事業所	行永585 ソーシンビル402
	在宅介護支援センターグリーンプラザ博愛	市場390
	在宅介護支援センターやすらぎ	安岡1076
	さくらプラザ介護支援センター	浜782
	ピア・サポート居宅介護支援事業所	竜宮町3-18
	ほーむけあセンター和心	余部上684-7
	メタルエッグ介護事業部あつぷる	小倉222-5
西地域	荒木クリニック居宅介護支援センター	京田45-2
	居宅介護支援事業所みなと	喜多617-3
	ケア・オフィス舞夢居宅介護支援事業所	桑飼上1088-1
	ケアプランセンターてとて	七日市349-1
	ケアプランセンター田園	志高553-5
	小谷整形外科医院居宅介護支援事業所	伊佐津51-3
	在宅介護支援センター安寿	上安481
	在宅介護支援センター真愛の家	上安1697-36
	外松医院居宅介護支援事業所	竹屋98-1
	まいづる協立診療所	上安199-30